

第33回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成29年4月27日 開会

平成29年4月27日 閉会

浦幌町農業委員会

平成29年4月27日 第33回農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後3時00分

閉会 午後4時04分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	11番 森秀幸	12番 村岡秀樹
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	佐藤勇人
農地係長	高橋博勝
振興係長	小川裕之

産業課	
課長補佐	坂下利行
農業振興係長	志賀克英

○議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告について
- 日程第 3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について
- 日程第 4 議案第1号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 日程第 5 議案第2号 土地現況証明願について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第 8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第6号 平成29年度農業委員会活動方針の策定について
- 日程第10 議案第7号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 日程第11 議案第8号 平成28年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成29年度農業委員会活動計画（案）について

日程第12 議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく「基本構想」変更(案)に対する意見書の提出について

4 議事内容 午後3時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第33回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号6番山村委員、7番木南委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に、日程第3、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成29年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。賃貸人は、本別町に住所を有する方ほか1名の共有名義、賃借人は、宝生に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成12年3月30日に賃貸借されましたが、平成29年3月3日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

賃貸人は、本別町に住所を有する方ほか1名の共有名義、賃借人は、宝生に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成19年3月3日に賃貸借されましたが、平成29年3月3日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

賃貸人は、トイトツキに住所を有する方から委任を受けた農地利用集積円滑化団体、浦幌町、

賃借人は、音更町に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成26年2月28日に賃貸借されましたが、平成29年4月4日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合により借り替えるための解約であります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは質疑が無いようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第4 議案第1号 下限面積(別段の面積)の設定について

○小川議長 次に日程第4、議案第1号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。下限面積(別段の面積)の設定について。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積(別段の面積)について、次のとおり決定する。平成29年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。記、下限面積(別段の面積)2ヘクタール(変更なし)。農地法第3条に規定する下限面積の設定については、農林水産省経営局長通達の農業委員会の適正な事務実施に、下限面積の周知及び公表が定められ、農業委員会は毎年、下限面積について設定又は修正の必要性について審議することとなっております。下限面積2ヘクタール以下で面積を設定した場合は、別段面積となり、農地法施行規則第17条に以下の別段面積の基準が定められております。別段の面積を定める基準は、農地法施行規則第17条で、1. 下限面積を下回る農家が全体の40%を超えないこととなっており、2015年農林業センサスで、町内農家230戸中2ヘクタール以上が226戸で、2ヘクタール未満の割合は1.8%の状況にあります。2. 耕作放棄地が相当数存在すること。3. 下限面積未満の農家数が増加し、農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用確保に支障が生じる場合があるときに別段の面積を定めることができることとなっておりますが、本町の農業経営の状況から勘案しても下限面積の変更の必要性は生じていないと判断し、下限面積を農地法第3条第2項第5号の規定に定める2ヘクタールとする内容であります。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました

●日程第5 議案第2号 土地現況証明願について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第2号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成29年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、吉野に住所を有する方、願出目的は「地目変更」です。調査結果といたしましては、4月6日に大坂委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、「雑種地」でありました。議案次ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 只今の説明に関連して、地区担当委員の大坂委員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり4月6日に現地を確認したところ、市街地内にあり相当年耕作されておらず、農地として使用困難な状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上、報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、賃貸借1件と使用貸借2件の利用権設定案件がありますが、賃貸借と使用貸借案件に分けて審議いたします。それでは、はじめに番号1番、賃貸借案件について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号11番、森委員の退席を求めます。審議終了後に入室・着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(森委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件1件、使用貸借案件2件でございます。番号1番、貸主は、貴老路に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、4筆合わせまして、82,061平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年4月28日から平成39年12月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案次ページに3条番号1の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員は私ですが、代わって地区担当委員長の木南委員長から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号1番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、4月16日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号1番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号1番は原案のとおり決定いたしました。ここで11番森委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(森委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第3号の番号1番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは、次に議案第3号の番号2番、3番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号2番、貸主は、ヌタベツトに住所を有する方、借主は、ヌタベツトに住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、119,956平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成29年4月28日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地が返還されたので新たに貸し付ける。借主は、会社設立に伴い個人名義から会社名義へ借り替え変更するものであります。

番号3番、貸主は、ヌタベツトに住所を有する方、借主は、ヌタベツトに住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、47,707平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成29年4月28日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地が返還されたので新たに貸し付ける。借主は、会社設立に伴い個人名義から会社名義へ借り替え変更するものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案次ページ以降に3条番号2からの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の高木委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号2番、3番につきましては、只今事務局の説明のとおり、会社設立に伴い個人名義から会社名義へ借り替え変更する内容であり、4月10日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

○木南委員 設定の理由なんです、貸主の方、農地が返還されたとなってますが貸してあったという理解でいいんですか。

○高橋係長 先ほどの木南委員さんからのご質問なんです、その前には家族の方が借りていまして、使用貸借でしたので合意解約の申請はございません。表には出てこなかったんですが、そのようなことで解約はされておりますので、そのような内容になっております。

○小川議長 その他に質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号2番、3番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号2番、3番は原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第4号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成29年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更1件の内容です。議案を1枚めくっていただきますと、第4号議案説明資料として一覧表を添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、使用者は規模拡大による増頭を計画しているが、既存施設では収容頭数に限界があるため、畜舎を新設するためです。用地選定理由としましては、規模拡大による肉牛の増頭を計画するに当たり、畜舎の新設を予定しているが、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、74.5ヘクタールから9,470平方メートルを用途変更するもので問題はありませぬ。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の

利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場です。議案第4号の説明資料から1枚めくっていただきますと、位置図、計画変更部分図、施設配置図、平面図、矩計図、立面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議願います。なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準からみた意見を付して浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長が変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第8、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第5号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。番号1番 申請人は、幾千世に住所を有する法人、申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、牛舎の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするとあり、不許可の例外でございます。次ページ以降に資料として、位置図、施設配置図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、5月19日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第9 議案第6号 平成29年度農業委員会活動方針の策定について

○小川議長 次に日程第9、議案第6号「平成29年度農業委員会活動方針の策定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第6号。平成29年度農業委員会活動方針の策定について。このことについて、別紙のとおり活動方針を策定することについて審議されたい。平成29年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。次のページをご覧ください。平成29年度浦幌町農業委員会活動方針。1. 活動目標。農業委員会は、全国統一組織理念であるかけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋を尊重し、全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会として、高齢化、国際化、生産環境の保全等、今目的農業情勢に対応していく組織活動の強化と資質の研鑽に努めるとともに、活力のある農業振興の推進に取り組む。2. 重点方針。(1) 認定農業者など、意欲と能力のある担い手の育成及び創意工夫を活かす経営政策の確立支援。(2) 農地を守り経営視点に立った利用集積の促進。(3) 農業者、地域の声の農政への反映。(4) 農業委員会活動の強化及び組織改革に向けた取り組み。3. 活動方針。(1) 農地の有効利用の推進。(2) 農地の利用集積の推進。(3) 法定所掌事務の実施。(4) 地域農業振興対策の推進。(5) 担い手育成対策の推進。(6) 農業者年金対策の推進。(7) 情報活動の推進。4. 委員会体制の整備充実。(1) 農業委員会総会の開催。(2) 農地台帳等の整備。(3) 農業委員、職員の資質向上。以上が活動目標、重点方針、活動方針、委員会体制の整備充実の項目となります。基本的に昨年度と内容は同じとしておりますが、4. 委員会体制の整備充実の(1)の①総会の開催で申請提出期日を昨年までは15日までとしておりましたが、月によっては総会開催日までの期間が短い月もあり、議案作成に要する期間も考慮し毎月10日までと変更させていただきました。以上についてご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第10 議案第7号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第10、議案第7号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。本案件は、売買1件の所有権移転案件と賃貸借1件、使用貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、はじめに番号1番、所有権移転案件について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第7号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成29年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。議案を1枚めくっていただきまして、ご説明申し上げます。売買案件1件、賃貸借案件1件、使用貸借案件1件の内容であります。番号1番。所有権の移転を受ける者は、宝生に住所を有する方、所有権の移転をする者は、本別町に住所を有する方ほか1名の共有名義です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、65,156平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成29年4月28日。対価の支払期限は、平成29年8月31日。土地の引渡時期は、平成29年4月28日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案1枚めくっていただき、番号1の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号の番号1番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号の番号1番は原案のとおり決定いたしました。それでは、次に議案第7号の番号2番、3番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号2番。利用権の設定等を受ける者は、ヌタベツトに住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、トイトツキに住所を有する方から委任を受けた桜町の農地利用集積円滑化団体、浦幌町です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、7筆合わせまして、119,514平方メートル、利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年4月28日から平成36年11月30日までの7年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号3番。利用権の設定等を受ける者は、朝日に住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、朝日に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、47筆合わせまして、816,030平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、使用貸借で価格は発生しません。利用権の時期は、平成29年4月28日から平成39年11月30日までの10年間です。議案2ページめくっていただき、番号2からの位置図を添

付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号の番号2番、3番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号の番号2番、3番は原案のとおり決定いたしました。

●日程第11 議案第8号 平成28年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度農業委員会活動計画(案)について

○小川議長 次に日程第11、議案第8号「平成28年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度農業委員会活動計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第8号。平成28年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度農業委員会活動計画(案)について。平成29年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。昨年4月開催の第21回総会において、平成28年度農業委員会活動計画を決定し、その活動計画に基づき平成28年度農業委員会活動計画の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度農業委員会活動計画(案)について、別紙のとおり作成しましたので、ご提案いたします。次のページをお開きください。はじめに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。今年より新様式に変更されております。時計文字Ⅰ農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値を記載しております。時計文字Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、平成28年3月現在、浦幌町の農地面積は、11,622.3ヘクタールで、この内9,707.5ヘクタールが集積され、集積率は83.52%でしたが、平成28年度中の離農等により8ヘクタールが集積されずに自己管理等となっております。活動実績としましては、農地相談の実施、農用地利用調整会議、権利者調整委員会の開催を必要に応じて実施してきましたので、評価の案は、目標に対する評価の案及び活動に対する評価の案ともに適正とさせていただきます。時計文字Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、過去2年間で1戸と2法人が新規参入されております。活動実績としましては、新規就農希望者の相談実施。認定農業者、担い手の各種相談、支援。家族経営協定の推進。農業青年人材銀行等による後継者、新規就農者等担い手確保としており、活動に対する評価の案は、目標は達成できたが、新規就農者や再認定を受けていなかった者に対する認定推進活動の場を増やしていく必要があるとさせていただきます。時計文字Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、平成28年3月現在遊休農地は0ヘクタールで、平成28年度においても新たに遊休農地は発生しておりませんので実績も0ヘクタールとしております。農地の利用状況調査につきましては、いわゆる農地パトロールを8月下旬から9月上旬にかけて3地区に分けて農業委員のほか事務局及び町産業課の職員により実施し、遊休農地への指導件数はありませんでした。活動実績としましては、農地利用状況調査を実施したが、遊休農地は

見受けられなかったことから、活動に対する評価の案は、遊休農地の未然防止が図られたとさせていただきます。時計文字V違反転用への適正な対応についてですが、平成28年3月現在違反転用面積は、0ヘクタールで、平成28年度中においても新たな違反転用は発生しておりません。活動実績としましては、8月から9月に農地パトロール月間を設定し、地区ごとによる農地パトロールを実施し、耕作放棄地や低利用農地が発見された場合は所有者の意向を確認し、地域内の担い手等に利用集積など流動化について指導しました。活動に対する評価の案は、地区ごとによる農地パトロールの実施及び啓発活動・監視活動の実施により、違反転用を未然に防止できたとさせていただきます。時計文字VI農地法等により権限に属された事務に関する点検ですが、平成28年度1年間の農地法第3条に基づく許可事務の処理件数は、44件ですべて許可としており、また、農地転用に関する事務の処理件数は8件でありました。実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。是正措置はございません。3農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、農地所有適格法人からの報告については、4法人に督促を出しましたが、うち3法人からの報告書は提出されております。しかし1法人のみ2回の督促を出しておりますが、報告書の提出がされていない状況であります。対応方針としましては、今後も定期的に督促状の送付と、電話連絡により対応することとします。4情報の提供等につきましては、記載のとおりとなっております。是正措置はございません。時計文字VIII事務の実施状況の公表等につきましては、記載のとおりであります。以上が、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）でございます。次に、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。時計文字I農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値を記載しております。時計文字II担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、平成29年度の目標及び活動計画については、現状維持を目標としております。活動計画は、農地相談の実施。農用地利用調整会議、権利者調整委員会を必要に応じて開催することとさせていただきます。時計文字III新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、平成29年度の目標を1経営体とし活動計画としましては、関係機関と連携を密にしながら新たな担い手の発掘に努めるとさせていただきます。時計文字IV遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の新たな発生を防ぎ、平成29年度の活動計画は、8月から9月にかけて農地パトロールを実施していきます。時計文字V違反転用への適正な対応につきましても、新たな発生を未然に防ぐため、農地パトロールの実施と、農地相談の実施と活動計画としてさせていただきます。以上が平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。なお、本日、この平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を承認いただいた後、5月から30日間町ホームページに掲載しまして点検・評価（案）に対する町内の農業者の皆様のご意見を伺います。ご意見があれば、本議案の青色で着色した部分に意見等を追加し、なければ、意見無とさせていただきます。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

●日程第12 議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく「基本構想」変更(案)に対する意見書の提出について

○小川議長 次に日程第12、議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく「基本構想」変更(案)に対する意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第9号。農業経営基盤強化促進法に基づく「基本構想」変更(案)に対する意見書の提出について。このことについて、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定により、浦幌町長から意見書の提出が求められたので審議されたい。平成29年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。記、1基本構想を変更する理由、北海道農業経営基盤強化促進基本方針の策定に伴い市町村の農業経営基盤強化促進基本構想の見直しが必要となったため。2変更計画案、別紙新旧対照表のとおり。3意見、農業経営基盤強化促進法に沿った基本構想の見直しなので異議はない。以上について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 変更内容の詳細について、産業課職員に説明を求めたいので、暫時休憩いたします。

(産業課職員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。変更内容について産業課職員より説明をお願いいたします。

○坂下補佐 大変貴重な時間をいただきましてありがとうございます。私の方から説明をさせていただきます。まず、今回の見直しなんですけれども、農業経営基盤強化促進法施行令第1条に基づきましておおむね5年ごとに見直しをかけるということになっております。このたび、北海道の農業経営基盤強化促進基本方針の見直しに伴いまして、本町の農業経営基盤強化促進基本構想の見直しを行うものでございます。概要表をご覧いただきたいと思っております。概要表に沿ってご説明させていただきたいと思っております。まず、1と致しまして効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間ですが、これについては、昨年ですけれども、農業委員会事務局、並びに農業改良普及センターの職員、また、浦幌町農業協同組合経営コンサル課の職員とともにですね内容を精査してまいりました。これに関しまして、前回同様ですけれども今回は変更ないという形にさせていただいております。参考までに農業目標の所得でございますけれども年間ですけれども440万円、これは前回と変わらず今回も同じくしたいと思っております。また、年間の労働時間でございますけれども、前回同様1,800時間から2,300時間これについても変更がないという形で進めてまいりたいと思っております。また、2番でございますけれども、これにつきましても前回同様ですけれどもおおむね先ほどの440万円の5割程度ということで年間農業所得については220万円、労働時間ですけれども、これについては先ほどと同じように1,800時間から2,300時間として進めてまいりたいと思っております。また3の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標ですが、これにつきましても、前回同様ですけれ

ども年間農業後継者等も含めた中で年間6人ということで今後5年間毎年このような形で確保してまいりたいと考えております。続きまして、次のページでございます。4の農業法人の目標数でございます。これにつきましては平成37年度を目標年におきまして現状16経営体いう中でございますけれども、今回につきましては18経営体を目指してまいりたいと考えております。続きまして、効率的かつ安定的な農業経営の指標、営農類型でございますけれども、これにつきましては、前回、全9類型から今回10類型と設定をさせていただきまして1類型増えますけれども畑作経営の組織経営を1経営体新たに増やしまして今後畑作の組織経営法人化ですけれどもそういった部分も見越した中で1類型を増やさせていただいているという形になってございます。次の6番の新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標ですが、これにつきましては前回同様ですけれども変更ないということでこれにつきましては変更なしということで考えております。次に、7効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標ですが、これにつきましても前回同様95パーセントということで設定をしてまいりたいと、という形で進めてまいりたいと思っております。その他の最後のところになりますが、全体的な見直しといたしましては、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標の追加、先ほど1類型追加させていただきましたが、この部分で追加をさせていただくと。また、基本構想の第5の3でございます。農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項については、農業経営基盤強化法の中では定められておりませんので、これも道の方針の中で削除されておりますので、今回の基本構想の中では削除をさせていただきたいと思っております。また、第6の3でございます。その他農地利用集積円滑化事業の実施基準に関する事項についても整理をさせていただいているところでございます。また、第7といたしますけれども、先ほど第5の3で削除させていただいたものについて新たに第7といたしまして、農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項を新たにこの部分で設けさせていただいているという形でございます。その他全体的ですけれども、道の基本方針が見直しをされましたので、それに伴いまして、語句等の修正を行っているという形でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。説明は以上です。あと、以降に新旧対照表がついていると思ひますがご覧頂ますようよろしくお願ひいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

(産業課職員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願ひします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれもちまして第33回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後4時04分閉会